

千葉県報

号外
令和7年3月31日

主要目次

- 調理師法施行細則の一部を改正する規則
- 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第十三条第三項の規定による電磁的方法による重要事項の提供等を定める規則の一部を改正する規則
- 千葉県心身障害者扶養年金条例施行規則の一部を改正する規則
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定等に関する規則の一部を改正する規則
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療費の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 旅館業法施行細則の一部を改正する規則
- 公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則
- 食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

規則

調理師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和七年三月三十一日

千葉県規則第三十八号

調理師法施行細則の一部を改正する規則

調理師法施行細則（昭和三十四年千葉県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第四号を削り、同項第五号中「及び前号」を削り、同号を同項第四号とし、同条第二項中「、第二号及び第四号」を「及び第二号」に、「同項第五号」を「同項第四号」に改め、「及び前号」を削る。

附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第十三条第三項の規定による電磁的方法による重要事項の提供等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布す

令和七年三月三十一日

千葉県規則第三十九号

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第十三条第三項の規定による電磁的方法による重要事項の提供等を定める規則の一部を改正する規則

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第十三条第三項の規定による電磁的方法による重要事項の提供等を定める規則（平成二十五年千葉県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

千葉県心身障害者扶養年金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和七年三月三十一日

千葉県規則第四十号

千葉県心身障害者扶養年金条例施行規則の一部を改正する規則

千葉県心身障害者扶養年金条例施行規則（昭和四十五年千葉県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

別記第十三号様式（裏）中「~~磁気ディスク~~」を「~~磁気ディスク~~」に改める。
別記第二十八号様式中「~~磁気ディスク~~」を「~~磁気ディスク~~」に改める。

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年六月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に改正前の千葉県心身障害者扶養年金条例施行規則別記第二十八号様式の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、所要の調整をして使用することができる。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

千葉県規則第四十一号

千葉県知事 熊谷 俊人

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定等に関する規則の一部を改正する規則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定等に関する規則(平成十八年千葉県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊦」を削る。

附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療費の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第四十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療費の支給に関する規則の一部を改正する規則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療費の支給に関する規則(平成十九年千葉県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中

「
受診者の
被保険者
証の記号
番号
」

を

「
受診者の
加入医療
保険の記
号番号
」

に

「
受診者の
被保険者
証の記号
番号
」

を

「
受診者の
加入医療
保険の記
号番号
」

に改める。

別記第三号様式中

被保険者証に関する事項		受診者の被保険者証の記号番号	
加入医療保険の記号番号	受診者の加入医療保険の記号番号	被保険者名	受診者と被保険者の加入者個人番号

を

加入医療保険に関する事項		受診者の加入医療保険の記号番号	
加入医療保険の記号番号	受診者の加入医療保険の記号番号	被保険者名	受診者と被保険者の加入者個人番号

に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療費の支給に関する規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第四十三号

旅館業法施行細則の一部を改正する規則

旅館業法施行細則(昭和三十三年千葉県規則第十五号)の一部を次のように改正する。第八條第一項中「磁気ディスク、シー・ディー・ROMその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という)を「電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ)に改め、同条第二項中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第四十四号

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

公衆浴場法施行細則（昭和六十一年千葉県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という）を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ）」に改め、同条第二項中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第四十五号

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

食品衛生法施行細則（昭和六十二年千葉県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

別記第七号様式中

食管・食監・調・製・栄・管栄・船舶・七音・食鳥

を

に改める。

別記第十号様式中

食管・食監・調・製・栄・管栄・船舶・七音・食鳥

を

に改める。

別記第十一号様式中

食管・食監・調・製・栄・管栄・船舶・七音・食鳥

を

に改める。

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に、改正前の食品衛生法施行細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

購読料

本号

一部

一二円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八